

## (4) まとめ案 (2 / 3)

### (2) 規制部門と自由化部門の利益率及び乖離要因

- 平成25～27年度の原価算定期間における規制部門と自由化部門の利益率については、規制部門0.9%、自由化部門△3.8%と差異が生じている。
- 同期間の販売電力量は、規制部門と自由化部門で約 1 : 1.6となっており、電力量に応じて発生する可変費は自由化部門への配分割合が高くなっている。また、料金原価上稼働を想定していた原子力発電所が、原価算定期間中にほとんどの期間において稼働していないため、火力電源の焚き増し・他社からの受電増により、燃料費・購入電力料の可変費が増加している。加えて、燃料費調整によるタイムラグ損益は、販売電力量の多い自由化部門に相対的に大きな影響を及ぼしている。
- 販売電力量は、規制部門・自由化部門とも減少している。規制部門では節電等の影響による減少がある一方で、自由化部門では景気悪化による電力使用量の減少に加え、離脱等の影響があり、自由化部門の販売電力量の減少幅が大きくなっている。
- 規制部門は、低圧のみに必要な配電設備等の各種費用が発生することもあり、配分比率は規制部門よりも自由化部門が多くなっているものの、販売電力量ほどの比率とはなっていない。経営効率化等によるコストの削減効果は、可変費・固定費ともに生じているが、特に固定費でコスト削減が進んでいる。
- 原子力発電所の停止、火力の焚き増し・他社からの受電増等に伴う需給関係費の負担増の影響（利益を減らす効果）や燃料費調整のタイムラグ損益（利益を増やす効果）は自由化部門に大きく影響を及ぼしており、販売電力量の減少の影響（利益を減らす効果）は、販売電力量の原価時の想定からの減少幅が大きい自由化部門に大きく影響を及ぼしている。以上より、補正後の利益率は、規制部門が△0.5%・自由化部門が0.4%と差異は縮小する。結果として、規制部門と自由化部門の利益率の乖離は、合理的な要因に基づくものであることを確認した。

## (4) まとめ案 (3 / 3)

### (3) 経営効率化へ取組状況

- 稼働を想定していた原子力発電所が、原価算定期間を通じてほとんどの期間稼働しておらず、火力電源の焚き増し等により収支が厳しく、2度の値上げが行われる状況の中において、経営効率化は、料金改定時の2,207億円（3事業年度平均）に対し、恒常的な効率化額実績が2,289億円（3事業年度平均）となり、料金原価策定時よりも262億円の深掘りが行われていることを確認した。
- また、上記の恒常的な効率化に加え、一時的な繰延べが964億円（3事業年度平均）行われていることを確認した。現在、これらの一時的な繰延べについても、恒常的な効率化に繋げる取組が行われていることも確認した。
- コスト削減対象の選定にあたっては、安定供給を前提として、リスクの発生可能性及びリスク発現時の社会的影響度の2つの観点をベースとしたリスクマップを活用し、投資・修繕等の案件を評価し、相対的にリスクの低い案件について、投資の繰延べを行うなど、リスクに応じた不要不急の案件を中心にコスト削減が進められていることを確認した。

**(参考) 電気事業利益率等の状況  
(中部電力を除くみなし小売電気事業者 9 社)**

# (参考) 事後評価について

- 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書においては、料金設定後、①原価算定期間内においては、決算発表時等に決算実績、収支見通し、利益の使途、効率化の進捗等について評価を行うとともに、部門別収支を公表すること、②原価算定期間終了後は、①に加えて原価と実績の比較等について規制・自由化部門に分けて評価を実施し、必要に応じて料金変更認可申請命令の発動の要否を検討することが提言されている。
- 上記②について、規制部門の料金設定について、構造的要因として、利益率が必要以上に高いものとなっていないかを事後評価として確認するため、客観的な基準を「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」において設定すべくパブリックコメントを実施し、平成25年3月19日付けで改定した。(※)

※ 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行に伴い、同内容は、「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に含まれている。

## 従来の事後評価（平成21年8月見直し）

### ①毎年実施する評価

#### <事業者による評価>

年度決算発表時等において料金の妥当性に関する十分な説明を実施。

#### <行政における評価>

決算情報等に基づき、規制部門で営業赤字が生じている場合には、その要因や解消の見通し等について評価し、その結果を公表。

※部門別収支は、自由化部門が赤字の場合のみ公表。

### ②長期間（3年）料金改定がない場合の評価

把握情報等を基に、一般電気事業者の説明の合理性（料金改定の予定がない場合の理由等）を中心に評価した内容について行政が公表。

## 有識者会議を受けた見直し後の事後評価

### ①原価算定期間内における評価

・事業者が、決算発表時等に、決算実績、収支見通し、利益の使途、効率化の進捗状況等を説明。

・部門別収支については、行政及び事業者が常に公表。

### ②原価算定期間終了後における評価

#### <事業者による評価>

・原価と実績値の比較、これまでの利益の使途、収支見通し等について、規制部門と自由化部門に分けて評価。

#### <行政における評価>

・経営状況に照らして必要以上の内部留保の積み増しや株主配当が確認されるような場合には、報告徴収を実施の上、料金変更認可申請命令の発動の要否について検討。

# (参考) 料金変更認可申請命令に係る基準

- 対象となる事業者について、原価算定期間終了後の事後評価において、以下のステップで得られた情報に基づき、第2弾改正法附則第16条第3項に基づく変更認可申請命令の発動の要否を検討することとなっている。

## <ステップ1> 電気事業利益率による基準

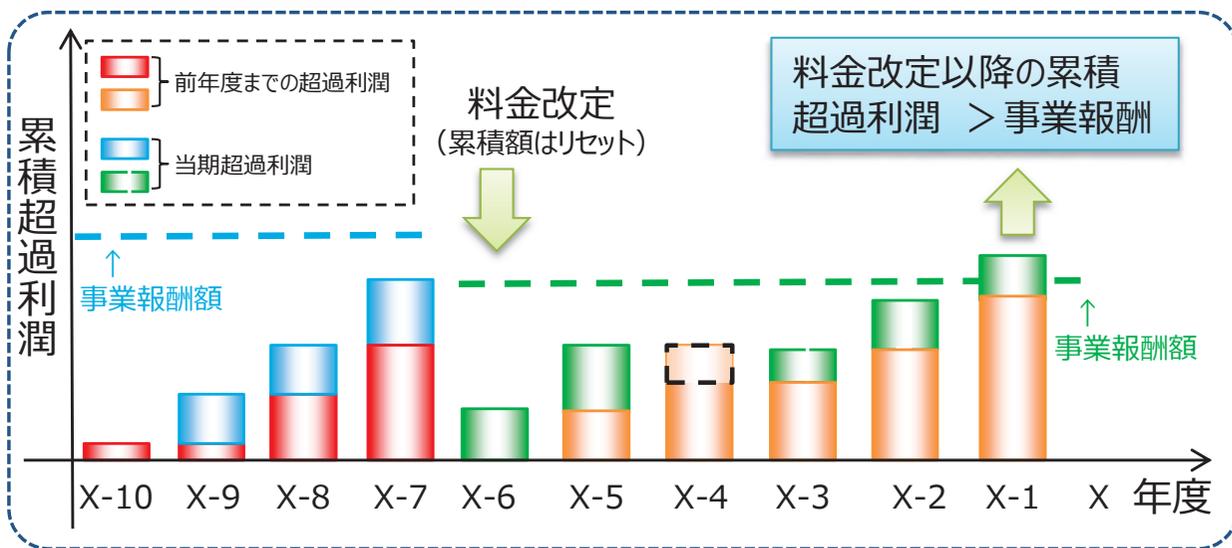
規制部門の電気事業利益率（電気事業利益／電気事業収益）の直近3カ年度平均値が、電力会社10社の過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。

- ① 該当会社の規制部門における電気事業利益率（直近3カ年度平均）
- ② 電力会社10社の規制部門における電気事業利益率（過去10カ年度平均）

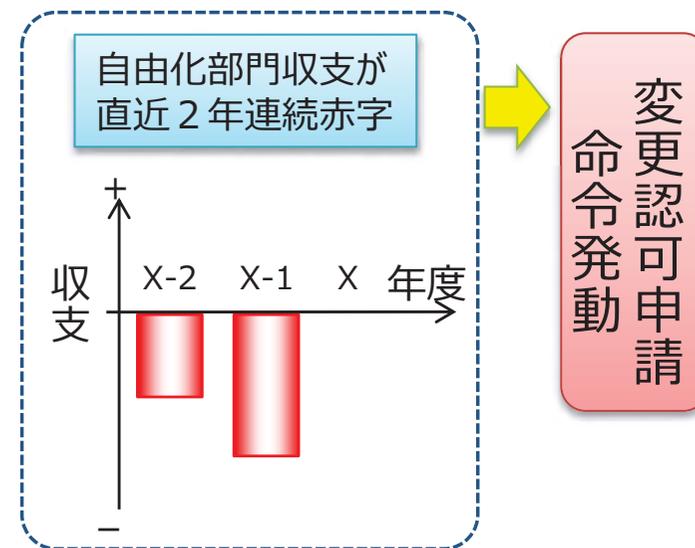
➤ ① > ② の場合 → ステップ2へ

## <ステップ2> 規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準

前回料金改定以降の超過利潤（≒当期純利益－事業報酬）の累積額が事業報酬の額を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。



又は



## (参考) 料金変更認可申請命令に係る基準の適用結果①

- 原価算定期間終了後も料金改定を行っていないみなし小売電気事業者（中部電力を除く9社）について、第2弾改正法附則第16条第3項に基づく電気料金変更認可申請命令の対象となるか否かを検討した。
- 東北電力、東京電力エナジーパートナー(以下、「東京電力EP」という。)を除く上記7社については、**<ステップ1> 電気事業利益率による基準に該当せず、変更認可申請命令の対象とならないことが確認された。**

### <ステップ1> 電気事業利益率による基準

#### (評価結果)

各電力会社の電気事業利益率の直近3年度平均値（平成25年度～平成27年度）は北海道電力△2.1%、東北電力6.2%、東京電力EP5.0%、北陸電力1.0%、関西電力1.1%、中国電力1.2%、四国電力2.1%、九州電力0.3%、沖縄電力2.91%であることを確認した。

電力10社の過去10年度平均値（平成18年度～平成27年度）の電気事業利益率は2.93%であるため、東北電力と東京電力EPを除く7社については、電気事業利益率が電力10社平均を下回っていることを確認した。

直近3年度の規制部門の電気事業利益率及び電力10社の過去10年度の電気事業利益率

	北海道	東北	東京EP ※1	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社 10年平均
平成25年度	△12.2%	5.9%	4.2%	0.9%	△1.1%	△0.8%	1.1%	△2.4%	2.8%	
平成26年度	2.2%	5.9%	4.0%	1.7%	△2.7%	4.1%	3.8%	△2.8%	3.5%	
平成27年度	3.7%	6.9%	6.9%	0.4%	7.1%	0.3%	1.3%	6.2%	2.5%	
3年度平均 ※2	△2.1%	<b>6.2%</b>	<b>5.0%</b>	1.0%	1.1%	1.2%	2.1%	0.3%	2.91%	2.93%

※1 各年度の数値は、東京電力株式会社の利益率。（平成28年4月1日より分社化）

※2 各年度の%の単純平均

（出典：各事業者からの部門別収支計算書より当委員会事務局が作成）

## (参考) 料金変更認可申請命令に係る基準の適用結果②

- <ステップ1> 電気事業利益率による基準に該当した東北電力、東京電力EPについても、<ステップ2> 規制部門の累積超過利潤による基準、自由化部門の収支による基準のいずれにも該当せず、変更認可申請命令の対象とならないことが確認された。

### <ステップ2> 規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準

#### (評価結果)

規制部門の累積超過利潤は、東北電力で28,095百万円、東京電力EPで△131,099百万円であり、両社において一定水準額を下回っていることを確認した。

また、直近2事業年度の自由化部門の電気事業損益は、東北電力で平成26年度が47,951百万円、平成27年度が80,815百万円、東京電力EPで平成26年度が141,736百万円、平成27年度210,041百万円であり、両社において直近2事業年度連続して赤字とはなっていないことを確認した。

#### 規制部門の累積超過利潤と一定水準額

(単位：百万円)

	東北	東京EP
平成27年度末超過利潤累積額①	+28,095	△131,099
一定水準額②	+41,879	+147,033
一定水準額を上回っているか。 (①>②か)	No	No

(出典：当委員会事務局での東北電力、東京電力EPへのヒアリングに基づき作成)

#### 直近2事業年度の自由化部門の電気事業損益

(単位：百万円)

	東北	東京EP
平成26年度①	+47,951	+141,736
平成27年度②	+80,815	+210,041
2年連続で赤字となっているか。 (①<0かつ②<0か)	No	No

(出典：各事業者からの部門別収支計算書より当委員会事務局が作成)